



平成30年4月から 国民健康保険が広域化されます

☎ 町民税務課 国保年金係 ☎ 77・3913

国民健康保険（以下、「国保」）は現在、市町村ごとに運営していますが、平成30年度からは県も加わり、市町村と共に国保を運営することになります。これを広域化といいます。

主な変更点

■都道府県単位で資格を管理

平成30年度からは県も国保運営に加わり、これまで市町村ごとに行っていた資格管理は県単位で行われることとなります。市町村は保険証の交付など身近な資格管理を行います。そのため、県内の他市町村へ住所異動をした場合は、資格の喪失や新たな取得は生じません。

ただし、県内の異動でも保険証は使えなくなるので、移動先の市町村で新たに発行してもらう必要があります。

■保険証の様式が一部変更

国保加入者の資格管理が県単位で行われることに伴い、市町村では、新たに市町村による資格管理の開始日を「適用開始年月日」（仮称）、資格管理の終了日を「適用終了年月日」（仮称）として位置付けることにな

りました。適用開始（終了）年月日の設定などによって、保険証などの様式が一部変更になる予定です。

新たな保険証への切り替え時期は、平成29年度末までに交付済みの保険証の場合、平成30年8月1日となる予定です。

国保広域化Q&A

Q. 市町村は今後国保を運営しなくなるの？

A. これまでと同様に市町村も国保を運営します。平成30年度からは、県と市町村がそれぞれ役割を担って国保事業を行います。

Q. 国保に加入する対象者は変わるの？

A. これまでと変わりません。そのため、現在国保に加入している人が改めて加入の手続きをする必要はありません。

Q. 国保の窓口業務はどこが行

うの？

A. これまでどおり、加入脱退や保険給付（療養費や高額療養費など）の申請といった各種窓口業務は市町村が行います。

Q. 保険料（税）はどこが決定するの？

A. これまでどおり、市町村が保険料（税）率を決定し、皆さんに保険料（税）を通知します。納付方法や納付回数、納期限なども引き続き市町村が設定します。

Q. 保険証はどこから交付されるの？

A. これまでどおり、市町村が交付します。ただし、資格管理を県単位で行うことになるので、保険証様式が一部変更されます。

Q. 保健事業（特定健診など）はどこが行うの？

A. これまでどおり、市町村が実施します。

Q. 広域化に伴い、県はどう関わるの？

A. 財政運営などは市町村と共に行っていくますが、皆さんにとっての国保の窓口は、引き続き市町村が担うこととなります。

役場などの電話工事のお知らせ

☎ 総務課 契約管財係 ☎ 77-3907

電話工事によって役場などの電話が通話不能状態になってしまいますので、「緊急時お問合せ先」をお知らせします。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

■日時 2月11日(祝) 午後4時～9時

※工事の進捗状況により前後する可能性があります。

■通話不能施設 役場・文化センター・保健センター・中央公民館

■緊急時お問合せ先

☎ 090-8857-9251（携帯電話）

※この日のみの問い合わせ番号です。

年金

社会保険料控除証明書・公的年金などの源泉徴収票 再発行が可能です

町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

「社会保険料控除証明書」と「公的年金などの源泉徴収票」を紛失した際は、年金事務所などに連絡すれば再発行できます。

社会保険料控除証明書の再発行について

国民年金保険料を納付した場合、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。このための「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は日本年金機構より順次送付しています。

紛失した場合などは再発行ができますので、年金事務所または年金加入者ダイヤルへお問い合わせください。

■問合せ

千葉年金事務所
☎043124216320
（自動音声案内）
ねんきん加入者ダイヤル
☎057010031004
（ナビダイヤル）

※050で始まる電話番号でおかけになる場合は

☎031663012525
【注意】基礎年金番号が分かる

公的年金などの源泉徴収票の再発行について

ものをお手元にご用意ください。平成29年分公的年金などの源泉徴収票は、老齢・退職を支給事由とする年金を受給している方全員へ日本年金機構より順次発送しています。

紛失した場合などは再発行ができますので、年金事務所またはねんきんダイヤルへお問い合わせください。

■問合せ

千葉年金事務所
☎043124216320
（自動音声案内）
ねんきんダイヤル
☎057010511165
（ナビダイヤル）

※050で始まる電話番号でおかけになる場合は

☎031670011165
【注意】基礎年金番号が分かるものをお手元にご用意ください。

医療

高額医療・高額介護合算制度 医療・介護の負担を減らします

町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

高額医療・高額介護合算制度とは、医療と介護の両方のサービスを利用して世帯の負担を軽減する制度です。

医療保険と介護保険の自己負担額を合算した額が、下の表の限度額を超えた方は、申請により後日限度額を超えた分が各保険者から支給されます（500円以下の場合には支給されません）。

■自己負担額は年額で計算します

自己負担額は、8月1日から翌年7月31日までの期間で計算します。ただし、次のものは計算の対象外となります。

- 保険適用外の実費負担額
- 高額療養費、高額介護（予防）サービス費として支給（予定）されたもの

○同一世帯で後期高齢者医療制度以外の医療保険に加入している方の医療費の自己負担

■高額介護合算療養費の申請

支給対象となる可能性が高い方には、広域連合から勧奨通知をお送りします。通知が届いたら、町民税務課国保年金係後期

高齢者医療担当窓口で手続きをしてください。

■高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額表 （年額〈8月～翌年7月〉）

所得区分	後期高齢者医療制度分と介護保険分を合算した限度額
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
区分Ⅱ	31万円
区分Ⅰ	19万円

【注意】区分Ⅰに該当し、世帯内に介護保険の受給者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なる場合があります。